

## 入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月25日

契約担当者 香川県知事 池田豊人

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

Setouchi-i-Base Webサイト設計・開発及び運用・保守業務

#### (2) 委託業務の内容

仕様書による

#### (3) 委託業務の実施場所

仕様書による

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

#### (5) 入札方法

入札者は、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10（消費税の軽減税率制度の対象となる品目については100分の8）に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約を除き、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（消費税の軽減税率制度の対象となる品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (6) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

### 2 契約書作成の要否 要

### 3 電子契約の可否 可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年4月28日（火）午前10時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（Setouchi-i-Base Webサイト設計・開発及び運用・保守業務）」とすること。

提出先：digital@pref.kagawa.lg.jp

#### 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月25日から令和8年4月2日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分～午後5時15分)

窓口：郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

電話番号 087-832-3140

E-mail digital@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書等の交付を希望する場合は、上記の窓口「Setouchi-i-Base Web サイト設計・開発及び運用・保守業務入札説明書等交付申請書」を、原則電子メールで提出すること。その際、メールの件名を「入札説明書等交付申請書(Setouchi-i-Base Web サイト設計・開発及び運用・保守業務)」とすること。

#### 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年4月8日午後5時15分までに、4に示した場所に対し電子メールで行うこと。

回答は、令和8年4月15日午後5時15分までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に電子メールで送付する。

#### 6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年4月28日 午前10時

(2) 開札の日時

令和8年4月28日 午前11時

(3) 開札の場所

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

#### 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年4月20日午後5時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年4月23日までに通知する。

#### 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と過去に Web サイトの設計・開発及び運用・保守業務の委託契約を締結し、契約を適正に履行した者であること。
- (6) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。
- (7) 財団法人日本情報処理開発協会における情報セキュリティに係る ISMS 適合性評価制度の認定又はプライバシーマークを取得していること（事業場単位で良いものとする）。

#### 10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)から(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年4月20日午後5時15分までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年4月20日午後5時15分までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年4月23日までに通知する。

#### 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 13 落札者の決定方法

##### (1) 総合評価の方法

総合評価は、「Setouchi-i-Base Webサイト設計・開発及び運用・保守業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、別記の「Setouchi-i-Base Webサイト設計・開発及び運用・保守業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項を満たさない場合、入札関連資料作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

##### (2) プレゼンテーション

技術提案書の審査にあたっては、入札者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、原則オンラインで実施する。日程及び実施方法は、後日、応募資格要件に適合する者全員に通知する。

入札者1者あたりのプレゼンテーションは、提案説明が30分以内、質疑応答が15分以内の計45分以内を予定している。

(3) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた各横目の加点の合計点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 入札結果の公表

入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

※本件入札は年度開始前の契約準備行為であり、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずる。